

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年9月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700401号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1800012号

第1 結論

昭和36年4月から昭和39年3月までの請求期間については、国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和39年3月まで

私は、請求期間の保険料を居住していたA市B地区の集金人であったC氏に納付していたが、同氏が集めた保険料を使い込んだことから、請求期間が保険料の未納期間とされている。

C氏の後任の集金人であったD氏が、当時の事情を証言してくれるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、居住していたA市B地区の集金人であったC氏が集めた保険料を使い込んだ旨主張しているところ、同氏の後任の集金人であったとするD氏及び請求期間当時、同市B地区に居住していた複数の者が同様の陳述をしている。

しかしながら、前述の陳述をした者のうち二人は、保険料の使い込みがあった時期を請求期間より後であった旨陳述している。

また、請求代理人は、意見陳述書を提出し、請求者と同様にC氏による保険料の使い込みがあったとする4人の氏名を挙げているところ、当該4人と考えられる者に係るA市の国民年金被保険者票(紙名簿)及びオンライン記録によると、いずれも請求期間において長期間に渡る保険料の未納は確認できず、当該記録からは、請求者が主張する使い込みの事実があったことをうかがい知ることができない。

さらに、A市、E年金事務所及びF警察署に照会したが、C氏が保険料を使い込んだとする事実について確認することはできなかった。

加えて、請求者及びD氏は、いずれもC氏は既に死亡している旨陳述しており、

オンライン記録においても同氏の所在は確認できず、当時の状況を確認することができない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者票（紙名簿）によると、請求期間の保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

さらに、戸籍の附票の除票によると、請求者は、請求期間及びその前後を通じてA市以外への住所の異動が無く、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことを推認できる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800098号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年10月1日から平成7年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、国の記録では、請求期間に係る標準報酬月額は24万円とされているが、実際に支給された給与月額は35万円ぐらいであったと記憶しているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社から支払われていた請求期間に係る給与月額は35万円ぐらいであった旨主張している。

しかしながら、B公共職業安定所から提出された請求者に係る雇用保険の高齢台帳全記録照会によると、請求者の平成7年*月*日を要件該当年月日とする高年齢雇用継続基本給付金の賃金月額は24万6,660円であることが確認できる。当該賃金月額は、要件該当年月日前6か月間の賃金の総額を180で除した賃金日額の30日分の額であるところ、当該賃金月額に見合う厚生年金保険の標準報酬月額は24万円であり、オンライン記録における請求者の請求期間の標準報酬月額と符合していることが確認できる。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等を所持していない上、A社は、保存期限経過のため請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者が記憶するA社からの給与振込先金融機関に対し、請求期間に係る取引内容を照会したものの、当該金融機関は、平成20年3月31日以前の取引履

歴は保存期限経過のため確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る会社からの振込額を確認することができない上、C市は、請求期間に係る住民税の課税資料は保存期限経過のため提出できない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る給与支給額及び社会保険料控除額を確認することができない。

加えて、請求者はA社の同僚に対する照会を希望していないことから、請求期間当時の会社における給与の支給及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800099号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第1800002号

第1 結論

昭和31年7月1日から昭和34年10月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年7月1日から昭和34年10月25日まで

60歳になり年金の受給手続のため社会保険事務所(当時)へ行った際に、国の記録では、A社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていたこと及びその期間が脱退手当金の支給済期間とされていることを初めて知った。

その後、年金記録確認B地方第三者委員会(当時)からA社の同僚の年金記録について照会があり、私も脱退手当金を受給した記憶はなかったため年金記録確認C地方第三者委員会(当時)に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、私は、脱退手当金を受給していないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和34年10月25日から約3か月後の昭和35年1月23日に支給決定されており、請求期間を対象として支給額が計算されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できる女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失月である昭和34年10月の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた10人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に脱退手当金の支給記録があり、うち6人が資格喪失後約6か月以内に支給決定され

ていることが確認できる。

さらに、前述した脱退手当金の支給記録が確認できる者のうち請求者を除く8人の中には、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が近接し、脱退手当金の支給決定日が同日となっている者が複数確認できる。

これらの事情及び当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、A社では、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえ、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。